

契約の保証及び前払金保証に係る保証証書等の電子化について

受注者の事務負担の削減、また、入札から契約までの期間短縮等のため、保証証書の電子化を導入します。

1. 対象

市が発注する建設工事および測量等業務で、次の保証証書および証券

- (1) 前払保証事業会社（西日本建設業保証㈱）による契約保証
- (2) 保険会社（公共工事履行保証証券に係る証券、履行保証保険契約に係る証券）による契約保証
- (3) 前払保証事業会社による前払保証（中間前払を含む）

※現段階で金融機関による契約保証は対象外です。

2. 開始時期

令和6年（2024年）1月1日以降に契約の締結を行う案件から適用

3 保証証書等の提出方法について

(1)・(3) の場合

西日本建設業保証㈱のe-Net保証による手続きとなります。具体的な手続方法については、別紙『電子保証』周知案内リーフレット（西日本建設業保証㈱作成）を参照してください。

なお、認証キーの送信先につきましては、次のとおりです。

・ kanri-nyusatsu@city.sakaiminato.lg.jp ※指名通知書を送信しているアドレス
※これまで契約締結後の前払金・中間前払金の請求及び証書の提出については、工事（業務）担当課が受け付けておりましたが、電子証書に関しては、管理課で受け付け、証書のダウンロードを行い、工事（業務）担当課へ引き継ぐこととなります。

(2) の場合

国の取扱いに沿って、電子証書等閲覧サービスの導入までの暫定的な措置として、電子メールによる提出となります（令和8年（2026年）4月30日まで）。

保険会社によって、提出方法が異なりますので、利用される保険会社に提出方法を確認し、市担当者に報告してください。

4 その他

従来どおり、書面による保証証書の取扱いも可能です。

担当 境港市建設部管理課管理係
電話：0859-47-1073